

議案第 12 号

君津市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

君津市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 12 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）の一部改正に伴い、君津市障害者介護給付費等審査会の委員の任期を条例で定めるため、君津市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例（平成 18 年君津市条例第 3 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

君津市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例（平成 18 年君津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（委員の任期）

第 2 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 5 条第 1 項に規定する条例で定める期間は、3 年とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

君津市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<u>(委員の任期)</u> <u>第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第5条第1項に規定する条例で定める期間は、3年とする。</u> (委任) <u>第3条</u> 省略	(委任) <u>第2条</u> 省略